

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 9 月 1 日～ 令和 8 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：時間単位の有給休暇取得制度の制定・実施

<対策>

- 令和 3 年 10 月～ 有給休暇に関する社内アンケートを実施し、有給休暇制度に関する社員の要望をヒアリングする。
- 令和 3 年 11 月～ 有給休暇を未消化にしている社員の状況を調査し、未消化の原因を把握する
- 令和 4 年 1 月～ 有給休暇を時間単位でも取得できる職場環境となるよう管理職および所属長で対策を協議するとともに、就業規則への規定内容を協議する。
- 令和 4 年 4 月～ 就業規則に有給休暇の時単位での取得を制度化し運用開始する。

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。男性従業員への両立支援制度の周知・啓発を実施する。

<対策>

- 令和 3 年 9 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3 年 11 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布し、制度に関する説明会を開催
- 令和 4 年 1 月～ 育児休業に関する社内相談窓口・担当窓口を設置し、育児休業取得に向けた社内体制を整備する。

目標3：コロナ等感染症の特別休暇制度の策定

<対策>

- 令和3年10月～ 社員にアンケートを実施し、感染症休暇に関する意見をヒアリング
- 令和3年12月～ アンケート結果から、会社として実施できる施策を協議する
- 令和4年1月～ コロナ等感染症の特別休暇制度を就業規則に策定し運用開始する。

目標4：社員の労災上乗せ保障への加入や福利厚生制度の充実

- 令和3年10月～ 社員にアンケートを実施し、福利厚生制度に関する意見・要望をヒアリング
- 令和3年12月～ アンケート結果を基に、新たな福利厚生制度導入に向けた情報を担当部署で収集し、導入できそうな福利厚生制度を社内協議する。
合わせて社員の労災上乗せ保障制度について、損害保険保険の会社担当者および顧問社労士と一緒に協議する。
- 令和4年4月～ 社員の労災上乗せ保障への加入と新たな福利厚生制度の導入実施